

令和3年8月14日

宇治市文化会館のご利用について

〈8月17日（火）から8月31日（火）まで〉

〈宇治市文化会館指定管理者〉

公益財団法人宇治市文化センター事務局

京都府に適用されています新型コロナウイルス感染症に係る「まん延防止等重点措置」の改定に伴い、下記のとおり文化会館の利用制限を一部変更（下線部分）します。引き続き宇治市文化会館新型コロナウイルス感染防止対策にご留意いただき、適切な感染防止対策を講じてご利用いただきますようお願いいたします。なお、今後の感染状況等により、利用制限を再度変更し又は利用制限期間経過後も利用制限を継続する場合があります。ご利用時点での利用制限が適用されますのであらかじめご承知いただきますようお願いいたします。

記

1 利用制限期間

令和3年8月17日（火）から8月31日（火）まで

2 利用人数

〈ホール客席〉

入場者の大声での歓声、声援等がない催物・・・・・・・・・・定員以内

入場者の大声での歓声、声援等が想定される催物・・・・・・・・定員の1/2以内

❖ 但し、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ内（5人以内に限り）
では座席間隔を空けなくてもご利用できます。

〈ホール以外の施設〉

利用者の大声での発声がないご利用・・・・・・・・・・定員以内

利用者の大声での発声（歌唱、吟詠など）があるご利用・・・定員の1/2以内

3 利用時間

午後8時まで

❖ 原状回復を含めて全てのご利用を終了し、午後8時までに退館してください。

❖ 公演などイベントを開催する場合は午後9時までご利用できます。

❖ ご利用時間の短縮に伴う使用料の減額措置はありません。

4 飲食

飲食（水分補給を除く）は館内の指定エリアで適切な感染防止対策を講じてお願いします。

5 主催者の方へ

別紙事項について特にご留意をお願いします。

〈お問合せ〉 公益財団法人宇治市文化センター事務局

☎0774-39-9333

(別紙)

主催者の方に特に留意していただく事項

- 1 催物関係者、入場者の方に入館時、退館時、トイレ使用時などにおける手指消毒の徹底を周知してください。
 - ❖ 文化会館の玄関口、エントランスロビー、楽屋口、搬入口、トイレ、事務所受付カウンターに手指消毒液を設置しています。ホール楽屋には消毒セット（消毒液とペーパータオル）を設置しています。
 - ❖ ホール入口などで個別に設置される消毒液は、主催者の方が準備してください。
- 2 催物関係者、入場者の方に館内でのマスク着用を徹底してください。
 - ❖ 主催者において予備用マスクを準備してください。
- 3 催物関係者及び入場者の方の検温を行い、発熱のある方など体調のすぐれない方の入館・入場をお断りしてください。
 - ❖ 発熱や体調のすぐれない入場者の方にはチケット代金の払戻しをご検討願います。
- 4 記名入場などにより催物関係者、入場者の方の連絡先を確実に把握してください。
 - ❖ 万一発症された方がおられた場合は、保健所等から名簿の提出を求められます。
- 5 催物関係者、入場者の方に新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ（国「COCOA」京都府「こことろ」）の利用を呼びかけてください。
 - ❖ 館内にアプリQRコードを設置しています。
- 6 入場者の方ができる限り交錯しないよう入退場動線を設定するとともに、出入口の分散や時間差などにより入退場時における人と人との間隔（1m以上、最低でも接触しない程度の間隔）を確保する対策を講じてください。
- 7 スタッフの配置などにより、館内・客席における大声の防止、本番前後や休憩時間におけるトイレ及び物品販売所の密集・密接を回避する対策を講じてください。
- 8 開催中は「換気休憩」を設けて扉を開放し、ホール等の十分な換気に努めてください。
- 9 舞台から客席最前列まで2m以上の距離を確保してください。
 - ❖ 大・小ホールとも、原則、第1列を使用しない座席配置の検討をお願いします。
- 10 舞台袖や楽屋通路などにおいては実演者やスタッフが密集・密接しないよう努めてください。
- 11 舞台仕込み、原状回復にあたっては、余裕のあるタイムテーブルを設定してください。
- 12 楽屋、リハーサル室、練習室は、ご利用後は利用された設備（机、イス、ハンガーなど）の消毒をお願いします。入館時に消毒セットをお渡しします。
- 13 館内の飲食指定エリアは事務局にお問合せください。
- 14 飲食指定エリアの感染防止対策及び舞台仕込みなど前日準備を行う場合のご利用時間については事務局にご相談ください。
- 15 全国的な移動を伴う催物や1,000人超参加を予定される催物は、事前に京都府新型コロナウイルス感染症対策本部運営チームへ「大規模イベント計画書（事前相談票）」を送付し相談が必要です。

(お問合せ先：☎ 075-414-5658)